

令和4年度 第1回

富士市まちづくり活動推進審議会会議録

令和4年9月14日（水）

富士市庁舎8階 政策会議室

1 開催日時

令和4年9月14日(水)午後7時から8時40分

2 会場

富士市庁舎8階 政策会議室

3 出席委員12人

荻野 達史、守本 尚子、荻野 克雄、齋藤 清隆、高田 貢、植田 ゆか、神尾 秀彦、渡邊 円香、本多 さくら、望月 江美、山田 由美、井出 健斗

4 欠席委員0人

5 説明部署、事務局等の職員

(1) 市民部

部長 有川 一博

(2) まちづくり課

課長 笠井 洋一郎、調整主幹 市川 禎久、主幹 杉田 行紀

主査 瀧 瑛太郎、主査 山中 拓也

6 議事

(1) 新・富士市まちづくり活動推進計画について

- ・計画の概要
- ・施策の取組状況について

事務局

皆様には、ご多忙の中、ご出席いただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今より、第1回富士市まちづくり活動推進審議会を開催させていただきます。開催にあたりまして、本日の会議は、「富士市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づきまして、公開にて開催されますので、ご了承願います。

また、会議終了後議事録を作成するため、会議の内容を録音させていただきますので、併せてご了承願います。

始めに資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました

- ・新富士市まちづくり活動推進計画
及び本日配付させていただきました
- ・次第
- ・資料No.1 委員名簿
- ・資料No.2 富士市まちづくり活動推進審議会規則
- ・新・富士市まちづくり活動推進計画 概要版
- ・新・富士市まちづくり活動推進計画 別冊資料
- ・松野地区まちづくり行動計画
- ・資料No.3 施策の取組状況一覧

以上8点となりますが、お手元にごございますでしょうか。不足等ございましたら挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。

本日の進行であります。1回目の審議会でありますので、市長からの委嘱状の交付、会長・副会長の選任を行いまして、その後、まちづくり活動推進計画の概要、個別施策の取組状況についての説明、説明に対する質疑・意見交換を行い、遅くとも午後8時40分までには閉会したいと考えております。皆様スムーズな進行へのご協力をお願いいたします。

それでは早速ではありますが、市長より委嘱状を交付させていただきます。交付は、市長が皆様のお席に参ります。お名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、その場でご起立願います。荻野達史様より時計回りにて交付させていただきます。

(委嘱状交付)

事務局

委員の皆様、令和5年度末までの任期期間よろしく願います。
ここで、委員の皆様、市長から挨拶を申し上げます。

小長井市長

ただいま委嘱状を交付させていただきました。

皆様におかれましては、日頃から本市のまちづくり活動の推進に、ご理解、ご協力をいただくとともに、富士市まちづくり活動推進審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。任期は2年となりますのでよろしく願いいたします。

さて、近年、少子高齢化や人口減少の急速な進行に加え、生活様式や個人の価値観の多様化などにより、近隣住民の交流が減少し、地域の連帯感の希薄化が進んでおります。

一方で、防災・防犯・青少年育成など多様化・複雑化する地域課題に関し、地域コミュニティに対する社会の期待は高まるばかりであります。

こうした状況を踏まえ、本市は、まちづくり協議会と行政がまちづくりのパートナーとして適切な役割分担により課題を解決していく地域内分権を目指し、新・富士市まちづくり活動推進計画を策定し、地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成を支援するための事業を推進しております。

まちづくり活動推進審議会は、本日からスタートするものであり、新しいまちづくり活動推進計画を推進するに当たり、様々な分野の皆様から、広くご意見を伺うために開催するものであります。

委員の皆様におかれましては、まちづくり活動推進計画の着実な推進に向け、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

次に、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。会議時間の短縮のため、お名前、出身母体のご紹介を簡潔をお願いいたします。それでは、資料No.1 審議会委員名簿の順に、荻野達史様から時計回りにてお願いいたします。

(委員、自己紹介)

事務局

ありがとうございました。申し訳ありませんが、市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。ここで、市民部長以下、事務局職員の自己紹介を行います。

(部長・事務局職員自己紹介)

事務局

続きまして、次第の5、本審議会の会長及び副会長の選任でございますが、お手元の資料No.2「富士市まちづくり活動推進審議会規則」をご覧ください。

こちらの第2条をご覧くださいますと、会長及び副会長について、委員の皆様の互選により選出することとなっております。委員の皆様から、何かご意見はありますでしょうか。

荻野 克雄委員

静岡大学の荻野達史委員を推薦します。

事務局

ただ今、会長に荻野達史委員との発言がございましたが、他にご意見はございませんか。

「異議なし」

事務局

他にご意見がございませんので、会長を荻野達史委員にお願いするということよろしいでしょうか。

「異議なし」

事務局

ご異議ございませんので、荻野達史委員が会長に選出されました。それでは、荻野達史様、会長席に移動をお願いいたします。引き続きまして、副会長の選出であります。何かご意見はありますでしょうか。

齋藤 清隆委員

「会長に一任」

事務局

ただ今、会長に一任との発言がございましたが、よろしいでしょうか。

「異議なし」

事務局

ご異議ございませんので、荻野達史会長いかがでしょうか。

荻野 達史会長

計画の策定に携わっている守本委員を指名させていただきます。

事務局

ただいま、荻野会長から副会長に、守本尚子委員とのご指名がございましたが、よろしいでしょうか。

「異議なし」

事務局

ご異議ございませんので、守本 尚子委員が副会長に選出されました。それでは、守本様、副会長席に移動をお願いいたします。ここで、荻野会長・守本副会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

荻野 達史会長

大役を仰せつかりまして恐縮です。私は社会学が専門です。狭い分野の中で生きてきましたが、ちょうど昨年から人文社会科学部の社会科学系の研究者を集めて、地域調査と地域的な政策作りを行政とタイアップしていく研究を進めております。研究をPDC Aサイクルで回して、継続的に研究者による地域貢献ができないかということでチームを作ったところです。まだまだ不案内ではありますが、富士市の地域貢献に関わる意欲的な取組に参加させていただくことを光栄に思っております。ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますがよろしく願いいたします。

守本 尚子副会長

副会長という大役を仰せつかりました。守本です。住民参加や協働を専門に25年、フリーのコンサルタントとして携わってきました。富士市は、8年程度になりますが地区の皆様と関わらせていただく機会をいただきまいりました。富士市ならではの地域コミュニティが益々実現されますよう微力ながらお手伝いできればと思っております。審議会が実り多き時間になるように、会長と共に会議の進行を務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

事務局

続きまして、次第の6、議事に移ります。審議会規則第3条において、本審議会会長が議長になることとなっていますので、議事の進行は荻野達史会長をお願いいたします。

荻野 達史会長

本日の出席委員は過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしております。それでは早速であります、議事に入ります。「新・富士市まちづくり活動推進計画」について事務局から説明をお願いします。

事務局

本日説明させていただきます。事務局の山中です。説明では、概要版を使います。資料編には、39ページから各地区の地区カルテ、行動計画、組織図を記載しておりますので、お時間のあるときにご覧ください。

この計画は、平成24年3月に策定した、富士市まちづくり活動推進計画（愛称：地域の力こぶ増進計画）を改定したものです。

前計画では、平成26年度にまちづくり協議会の設立、平成28年度に、各地区まちづくり協議会による「まちづくり行動計画」の策定、富士市地区まちづくり活動推進条例の制定など進めてきました。

それでは、私から、今年度新たに策定した新・富士市まちづくり活動推進計画の概要について説明いたします。本審議会では、この計画の進行管理についてご審議いただきますので、ご理解を深めていただければ幸いです。

それでは、内容を10分程度でお話させていただきますので、概要版冊子とあわせてお聞きください。

概要版1ページをご覧ください。計画策定の背景であります、まずはこの計画において「まちづくり活動」とは何かということですが、まちづくりのイメージといえます

と、景観や、居心地の良い街並み、交通基盤の整備など、ハード面でのまちづくりを連想する方が多いかもしれませんが、この計画ではまちづくり活動を「地域の暮らしをより充実させていくため、地域住民が積極的に参加し、主体的に行動すること」と定義しています。

また、計画の作成にあたっては、SDGsの考え方としても用いられる、バックキャスト思考を用いて、「未来のあるべき姿」を想定しました。「未来のあるべき地域コミュニティの姿」を起点として、現状から逆算して導き出されるプラン（施策）を考えて策定しています。本計画では、概ね小学校区を範囲とした、「地区」のまちづくり活動を対象としています。

次に、下段の「2計画策定の趣旨」であります。ここでは、計画の策定の特長として、大きく3つを示しました。特長を抜き出しましたのでスライドをご覧ください。

まず1つ目は、地区のまちづくり活動をまちづくり協議会中心に推進していきます。では、そもそも「まちづくり協議会」とは何でしょうか。このスライドに示した団体は、富士市内全26地区で活動をしている団体です。これらの団体の皆様が、それぞれの活動を行いつつも、同じ地区の困りごとは協力しあって解決に取り組みましょうという目的で設立されたのがまちづくり協議会になります。そのため、町内会・区長会などの自治会も主要な団体ですし、まちづくり協議会の構成団体の一つでもあります。次のスライドをご覧ください。

まちづくり協議会の概念についてお話させていただきます。各地区のまちづくり協議会は、先ほどお示しした地区の団体のまとめ役の組織であり、各種分野の部会と総務・企画分野の事務局を中心に活動していただいております。中には須津や松野地区のように、一般社団法人として、法人格を取得した協議会もあります。

ただし、部会の活動状況には、濃淡があるのが現状です。そのため、今後は、既存の地区団体の個別の活動から、より部会中心の活動への転換を促進していきたいと考えています。

また、まちづくり協議会の組織強化の観点から、各地区に設置しているまちづくりセンターを、市職員ではなく、地区で雇用した職員により、管理・運営する「指定管理制度」の導入を進めています。現在は、松野地区、須津地区の2地区のモデル地区において導入しております。

この制度を活用し、まちづくり協議会が自らセンターを管理運営することで、活動の場所の確保や地区の特性を生かした課題解決のための活動に取り組むことによって、将来にわたる持続可能な地域コミュニティが実現するものと期待されるものです。

特長の2つ目は、「支援の形は従来の一律のものから各地区の状況に応じた、よりきめ細やかな伴走支援にシフトしていく」ことです。

平成26年度に一斉にまちづくり協議会を立ち上げてきたため、今までは26地区画一的な支援でしたが、人口規模や地理的環境、地区組織体制などが異なることから、地区の実情にあった支援やアドバイスを行っていきます。

そして、最後3つ目の特長ですが、まちづくり協議会と行政が対等な立場でまちづくりのパートナーとして適切な役割分担により地域の困りごとを解決していくということです。これからのまちづくり活動は、イベント型から課題解決型へ移行していくこと、地区と行政が役割分担をしていくということです。このあとのスライドの内容になりますが、これがポイントになります。

それでは、なぜ役割分担がポイントなのか、次のスライドをご覧ください。地域を取り巻く課題として、皆様もご存じのとおり人口減少が大きな問題となっています。

その中で、今後も心配される課題として、役員の高齢化、高齢者が高齢者を介護する、老老介護、買い物難民、地域の子どもの減少など、地区のまちづくり活動にも多大な影響を及ぼすことが予想されます。

人口減少に伴って困りごと減少とはいきません。防災活動や福祉の分野など、安心・安全のまちづくりに関する地域の活動については、今まで以上に関心や期待が高まっています。課題が増えていく中で、行政サービスが対応できることにも限界がでてくることが想定されます。

このような局面では、自らの命は自ら守るための備えをする自助、自分たちのまちは自分たちで守るための備えをする共助はとても大切なことです。そこでまちづくり協議会と行政が役割分担を行うことにより、困難な局面を乗り越えようという特長が盛り込まれたのです。

まちづくり協議会は、まさしく共助の柱であり、地区が解決できる活動は、地区で行っていただけるよう、また、地区だけでは解決できない問題には行政が支援、あるいは地区との協働によって取り組んでいく、本計画はそうした特徴を持っています。

「3計画の位置づけ」についてですが、概要版では2ページをご覧ください。上段の図のオレンジ色が本計画です。先程申し上げた通り、この計画は、まちづくり条例に基づき策定した行政計画で、上位計画である第六次総合計画や他の行政計画と整合を図っています。

次のスライドをご覧ください。本計画に対し、各地区が目指すべき将来像を描き、各地区まちづくり協議会が、活動の目標（ゴール）としていくものが、各地区まちづくり行動計画です。

さらに本計画は、各地区まちづくり協議会が策定した、まちづくり行動計画を下支えし、バックアップしていきます。お手元にお示ししたのが、各地区のまちづくり行動計画のサンプルとなっております。

行動計画では、高齢者、子ども、生活などの5年後の理想の地区像を実現するのに、地区の活動を最短で実現する道のりを、行動計画の中に具体的な取り組みとして記載しています。

「4計画の期間」についてですが、概要版2ページ中程になります。

市の最上位計画である第六次総合計画前期基本計画と新・富士市まちづくり活動推進計画は整合性をとって計画されています。そして各地区のまちづくり行動計画もすべて

令和4年度から令和8年までの5年間を計画期間としており、計画期間がそろっておりますので、地区の皆様と協働しながら進めています。

次に、この計画の取組例などをご紹介します。

2ページ下段をご覧ください。本計画の基本指針は「社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり」としています。目標像は5年後の理想のまちづくり協議会の目指す将来像をイメージし、「各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成」としました。

今回は、「自律」の漢字に、一般的によく使われる自ら立つの「自立」ではなく、自ら律する方の「律」を使用しました。これは、まちづくり協議会が自らの考えで活動・組織体制を変えていくことで、自らの地区の地域力や自治力を向上できると考えたからです。

続きまして、「6施策体系」についてですが、概要版3ページをご覧ください。本計画では、目標実現に向け5つの方針を設け、これに基づく19の個別施策と3つの総合的な施策を展開しています。各個別施策の下には、41の具体的な取組が位置付けられています。

それらの取組を「支援」「行政」「協働」の3分類に分け、その取組はだれがやるものか明確にしています。協働は、地区と行政と一緒に活動することです。支援は、地区が主体的に活動するための行政からの支援として、地区が行う活動を行政がサポートすることです。行政は、行政内部で見直しを行うことです。

概要版5から6ページに、方針にもとづくそれぞれの施策と大まかな取組が記載されています。

行政が支援する事業は「うすみずい色」であり、まちづくり協議会連合会の支援や、部会開催支援をします。行政内の業務改善は、「オレンジ色」であり、市役所の部署間の連携や、権限譲渡などの調整を進めます。

行政と地区の協働事業は「うすみどり色」であり、各種研修や視察の開催などを協働で実施します。各項目の令和4年度の具体的な取組状況について、この後ご説明いたしますが、工程表の中で、一部修正がございますので、報告させていただきます。先の市議会6月定例会の小山市議の議会質問において、新計画の工程表のうち、一括交付金制度の早期導入に関して提案があり、当局の回答として、今年度から前倒しで、交付金制度等の調査研究を進めることになりました。計画の概要説明は以上となります。

荻野 達史会長

説明ありがとうございます。只今の説明に対するご意見やご質問があれば挙手をお願いいたします。本多さんどうぞ。

本多 さくら委員

先ほどまちづくり行動計画というものを各地区で策定されたということですが、これはホームページで公開されたり、地域の住民が見られるような状態になっているのでしょうか。自分の地区の行動計画を知らなかったので教えてください。

事務局

お手元にある別冊資料にも掲載しておりますが、全ての地区のまちづくりセンターに行動計画が配架されております。また、ウェブサイトにも掲載されておりますので、改めてご自身の地区の行動計画をご覧になっていただければと思います。

荻野 達史会長

他にございますでしょうか。荻野委員からお願いできますでしょうか。

荻野 克雄委員

私たちは、まちづくり活動推進計画については理解しており、齋藤委員や高田委員も含めて町内会と共にまちづくりに携わってきました。しかし、そこに住む住民の方がどれだけ認識しているのかという点について、地域住民の皆さんにPRが不足しているところがありますので、地域の皆さんにこのような取組をやっているということを周知していくことが必要だと思っております。もう一度原点に帰って取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

荻野 達史会長

他何かございますでしょうか。

それでは、次に施策の取組状況について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、令和4年度の施策の取組状況について説明させていただきます。
資料3の「新・富士市まちづくり活動計画 令和4年度取組状況一覧」をお願いします。

最初に、本資料の位置付けについてご説明いたします。本日も持参いただいた計画の本冊、「本日配付させていただいた概要版ではなく、事前に郵送させていただいたものになります」27ページをご覧ください。

先ほど、計画の体系の説明において、5つの方針の下に、19の個別施策と3つの総合的な施策がぶら下がっていることをご説明させていただきました。27ページの下段に、「①課題解決協働事業の推進」とありますが、施策の下には更にこのような取組がぶら下がっており、本計画の計画期間である5年間の取組内容が記載されております。これらの取組について、令和4年度は具体的に何をやるのかをお示ししたものが、本資料となります。

本資料をご覧になっていただきますと、取組内容の欄に記載されている事業について、四角で囲い再掲となっているものが多いと感じられるかと思えます。個別施策と総合的な施策の下には、51の取組がぶら下がっておりますが、各事業が他の複数の取組にも資することも多いこと、また、1つの取組について別の側面を捉えて、他の方針や施策に位置付けられることもあることから、再掲が多くなっております。なお、再掲となっているものであっても、その下の具体的内容については、位置付けられた施策の側面から捉えたものとなるよう記載しております。

また、先ほど、計画概要の説明の最後にご説明した「実施工程表」において、令和4年度の取組が無く、来年度以降からスタートするものについては、本資料では記載して

おりませんので、ご承知おきください。

それでは、「1 個別施策」の方針（1）から順にご説明させていただきます。時間も限られておりますので、主なもの、あるいは資料の記載だけでは分かりづらい取組についてのみ、抜粋してご説明させていただきます。

まず、方針1の施策1の「①課題解決協働事業の推進」をご覧ください。

1つ目の「まちづくり協議会の部会活性化研修会の開催」であります。地区によって活動状況に差がある、まちづくり協議会の部会の機能強化や、地区まちづくり行動計画の各分野について、部会ごとに振り返りをし、PDCAをしっかりと回していくための研修を行うものであります。

3つ目の「まちづくり交流会の開催支援」であります。地区の課題等について他地区との情報共有を目的として、まちづくり協議会連合会が主催する交流会の開催を支援するものであります。この交流会は、各地区から4名が出席し、担い手発掘や協議会の体制強化などについて、他地区と混合のグループワークを行い、講師から講評と講演をいただくものであります。

4つ目の「地区まちづくり行動計画の進行管理の支援」であります。1つ目の研修会の中でも使用する予定であります。事業評価シートのフォーマットの提供と作成支援を行ってまいります。

続きまして、施策1の「②全地区まちづくり協議会の協議機関支援」をご覧ください。

1つ目の「まちづくり協議会連合会の設立と運営に対する支援」であります。各地区のまちづくり協議会が、各地区相互の連携や行政機関との協働を進めるため、本年度6月にまちづくり協議会連合会を設立いたしました。

行政は、連合会の設立支援を行うとともに、市が連合会の事務局を務め、会議開催や視察実施を支援しております。

続きまして、施策1の「③地区まちづくり活動を支える庁内体制づくりの強化」をご覧ください。カッコ書きで、準備期間 右矢印「前倒し」と記載されております。この施策については、本来、本年度は準備期間として位置付けていましたが、前倒しで本年度より取り組んでいくことを示しております。

取組内容である「関係課による庁内会議の設置」であります。庁内において、まちづくり活動に関わる担当部署による庁内会議を組織し、本計画の取組について検討するとともに、行政から多くの依頼をされている、地区役員の皆さんの負担を軽減するために、地区への依頼事項について、ガイドラインを策定するものであります。

続きまして、施策2の「地区まちづくり活動の情報共有体制の拡充」をご覧ください。施策1でご説明した協議会連合会の設立や庁内会議の設置、交流会の開催により、情報共有体制の拡充を進めてまいります。

続きまして、方針2の施策1の「①会計講座の実施」をご覧ください。

本計画の目標像を達成するためには、地区まちづくり協議会の機能強化が必須であります。その一環として、まちづくり協議会の会計担当者を対象に、日常の会計処理やそ

れに伴う事務スキルを習得すること、また、指定管理者制度を導入した際の会計処理方法をテーマとして実施いたします。2ページをお願いいたします。

続きまして、方針2の施策2の「①まちづくり協議会活性化補助金制度の拡充」をご覧ください。活性化補助金とは、まちづくり協議会における、事務運営、防犯及び交通安全、防災、広報、体育祭、文化祭、生涯学習の各活動を対象とした補助金でありまして、各地区に一定の裁量権を付与し、補助対象事業間で事業費を流用可能とすることで、各地区の特性、課題に応じた柔軟なまちづくり活動の促進を図るものであります。本年度は、各地区において健康づくりの普及啓発などを行ってきた健康推進員制度を廃止し、地区にあった健康づくり活動が可能となるよう本補助金の対象とすることを検討しております。

続きまして、「②一括交付金制度等の調査研究」をご覧ください。一括交付金制度とは、使途に一定の制限のある活性化補助金とは異なり、地区の特性を生かし、自ら計画した地域課題の解決に向けた事業に自由に活用できる交付金として、地区に一括で交付するものであります。

一括交付金制度を導入し、制度を効果的に運用していくためには、受け手である各地区まちづくり協議会の組織体制の強化や会計の明確化、監査体制の強化などが必要でありますので、これらのことを本計画により促進するとともに、平行して、一括交付金制度等について、調査研究してまいります。本年度につきましては、先進自治体の導入経緯や、取組状況等の情報収集を実施しております。

続きまして、施策3の「②活動資金獲得への支援」をご覧ください。「コミュニティビジネスの展開に向けた支援」であります。まちづくり協議会が持続可能な活動を続けていくために、補助金以外の新たな活動資金を獲得するための支援でありまして、本年度は、指定管理者である須津及び松野のまちづくり協議会が検討しているコミュニティビジネスを支援してまいります。

続きまして、方針3の施策1の「③企業・NPO等との連携の促進」をご覧ください。1つ目の「CSRに取り組んでいる企業調査」と2つ目の「地区まちづくり協議会へのヒアリングの実施」であります。3つ目の「連携事業の企画」につなげ、専門的な知識や技術を地区の取組に活用し、活動の拡充を図るものであります。

次に、4つ目の「マックスバリュ東海との連携事業」であります。こちらは、連携事業として具体的になっているものであり、買い物難民支援として、移動スーパー事業を検討しております。

続きまして、施策2の「②市が地区団体等へ委嘱している各種委員の見直し」をご覧ください。1つ目の「関係課による庁内会議の設置」であります。こちらは再掲となり、庁内会議の中で策定するガイドラインに基づいて、地区からの選出をお願いしている各種委員の見直しに向けて協議を開始いたします。2つ目の健康推進員制度の廃止は、その一環として前倒し実施するものであります。

続きまして、施策3の「①新たな参画の促進」をご覧ください。1つ目の「まちづく

り協議会の部会活性化研修会の開催」と、2つ目の「広報ふじの活用」であります。まちづくり活動への女性参加を促進するために、研修内での普及・啓発や、広報ふじ内での女性町内会長の紹介を行ってまいります。

続きまして、施策4の「①市職員向けまちづくりハンドブックの活用」をご覧ください。1つ目の「まちづくり地区担当班長会議の開催」と、2つ目の「まちづくりハンドブックの改訂」であります。市の職員の多くが、在住する地区のまちづくり活動に、まちづくり地区担当班としてボランティアで参画しております。まちづくりハンドブックとは、まちづくり地区担当班の活動について解説したものでありまして、その内容について、本計画を反映したものに改訂するとともに、その活用方法やまちづくり地区担当班長の役割について周知してまいります。

3ページをお願いいたします。続きまして、施策4の「②市職員まちづくり地区担当班の活性化」と「③まちづくり地区担当職員制度の研究」をご覧ください。

本計画の中で、まちづくり地区担当班の役割や位置付けを明確にし、職務としてまちづくり活動に参画する手法を検討してまいります。本年度はまちづくり地区班の活動についてのアンケートを実施し実態を把握するとともに、結果を分析し、制度研究のためのデータ収集を実施いたします。

続きまして、方針4の施策1の「①参考情報の収集と周知」をご覧ください。2つ目の「市公式LINEの活用」であります。現在10万人を超える方にご登録いただいている市公式LINEを活用して、地区に特化した情報配信ができるよう支援いたします。

3つ目の「インスタグラムの導入支援」であります。各まちづくり協議会がインスタグラムを導入し、独自の情報発信ができるよう、導入や投稿に関するマニュアルを作成するなどの支援をいたします。

続きまして、施策2の「①地区カルテの活用支援」をご覧ください。

地区カルテとは、各地区の人口推計や健康データ、地域資源情報などをとりまとめ「データとして見える化」したものでありまして、本年度は、まちづくり地区担当班長会議を開催し、県地域づくりアドバイザーを講師に迎え、本計画と地区担当班の活動について、地区カルテを使用したワークショップを実施いたします。

続きまして、「③多様な価値観を持つ人との交流支援」をご覧ください。長期的には、外国人人口は増加していくことが見込まれるため、やさしい日本語を活用したチラシにより町内会への加入促進を図るとともに、国際交流フェアの開催、「やさしい日本語のしおり」の作成、国際交流ラウンジの運営により、地域におけるコミュニケーションの促進を図ってまいります。

続きまして、施策3の「①地区広報の発信に向けた支援」をご覧ください。再掲となります。市公式LINEやインスタグラムのほか、各地区まちづくり協議会の取組状況や参考事例を伝えるニュースレター「コブタレポート」を作成し配布いたします。

4ページをお願いいたします。続きまして、施策3の「③デジタル化の促進」をご覧

ください。若い世代や子育て世代のまちづくり活動への参加を促すためにも、デジタル化を促進していくことは重要であることから、市公式LINEやInstagramのほか、連絡手段としてのLINEの活用、リモート会議の導入を支援してまいります。

続きまして、施策5の「①まちづくり活動の情報発信支援」をご覧ください。

市公式LINEやInstagramのほか、まちづくり協議会認知度UPラジオ放送として、週1回ラジオエフにて、地区まちづくり協議会長へのインタビュー形式により、活動PRや事業の事前告知を行う、15分枠の番組を放送いたします。

続きまして、施策6の「①全庁的な情報共有の場の創設」をご覧ください。本来、本年度は準備期間として位置付けていましたが、庁内会議を設置し、前倒しで取り組んでまいります。

5ページをお願いいたします。続きまして、方針5の施策1の「②総務・企画・広報部門の運営力向上への支援」をご覧ください。2つ目の「広報講座の実施」ですが、本年度はSNSを利用してまちづくり協議会の活動を広報する際に、より魅力的に感じてもらえるよう、写真撮影の技術習得をテーマとして実施いたします。

3つ目の「事務局運営ガイドラインの骨子作成」ですが、まちづくり協議会の事務局であるまちづくりセンターと、地区の関わり状況を把握し、それに基づきガイドラインの骨子を作成いたします。

続きまして、施策2の「①まちづくり行動計画の推進支援」をご覧ください。

まちづくり協議会の活動が、まちづくり行動計画に基づいた課題解決型活動へ転換していくため、まちづくり協議会全体で行動計画の進捗管理ができることが必要であります。本年度は、まちづくり協議会の部会活性化研修会の開催による支援や、事業評価シートフォーマットの提供と作成支援を実施してまいります。

続きまして、施策3の「①地区の拠点の整備推進」をご覧ください。1つ目の「吉原まちづくりセンターのリニューアル工事」ですが、防水工事やバリアフリー化、省エネルギー設備への更新、まちづくり室の設置などを実施します。

2つ目の「富士見台まちづくりセンターのリニューアル工事に向けた実施設計」ですが、来年度のリニューアル工事に向け、地区の皆様との話し合いにより内容を検討し、実施設計に反映してまいります。

続きまして、施策4の「①行政への手続きの合理化」をご覧ください。町内会・区長報告の電子化ですが、毎年度の年度末に次年度の町内会・区長を報告いただいておりますが、電子での報告を可能といたします。

6ページをお願いいたします。ここからは、「2 個別施策を横断する総合的な施策」についてご説明いたします。方針1の施策1「地区住民主体のまちづくりセンター運営」をご覧ください。1つ目の「2地区における指定管理者制度の導入」ですが、本年度から須津及び松野地区において、一般社団法人となったまちづくり協議会による指定管理者制度を導入いたしております。

2つ目の「ヒアリングの実施」であります。指定管理を行っている2地区に対するヒアリングにより、指定管理における課題を抽出し、今後の支援方法を検討してまいります。

3つ目の「まちづくりセンターの管理及び使用に関する取扱基準の改正」であります。地区の課題解決に向けて、住民ニーズに応じた柔軟な運用ができるよう、指定管理を行うセンターにおける営利的行為や飲食について取扱基準を改正いたします。

続きまして、施策4「まちづくり協議会の組織改革」をご覧ください。持続可能な地域コミュニティづくりに向けては、まちづくり協議会と町内会・区等の役割を明確にし、分担していくことが必要でありますので、実情に沿った組織への改革や地区団体の統合などを検討するまちづくり協議会を支援するほか、部会活性化研修会の開催や連合会による視察の実施支援、交流会の開催支援を行ってまいります。

続きまして、方針2の施策1「地区住民と行政がともに考え・学ぶプラットフォームづくり」をご覧ください。2つ目の「関係課による庁内会議とまちづくり協議会連合会との連携」であります。課題解決型の地域づくりに向けた協働のルールづくりを進めるため、各種ガイドラインや、地区団体と行政との情報伝達ルートの特明確化、まちづくり活動に関する各種手続き等の合理化などについて協議する場を設けてまいります。本年度は、地区への依頼ガイドラインを策定いたします。

7ページをお願いいたします。続きまして、施策4「市内外への情報発信」をご覧ください。再掲となりますが、ラジオ放送やコプタレポート、交流会などにより、本市の地区まちづくり活動の進捗状況や成果を広く発信するほか、ウェブサイトにおいて審議会の開催概要等を公表いたします。

続きまして、方針3の施策1の「①地区まちづくり協議会との協働を推進する全庁的な会議体の創設」をご覧ください。

先ほどから度々記載されている関係課による庁内会議であります。本計画の取組について検討するとともに、地区への依頼ガイドラインを策定するほかにも、まちづくり活動に関連する各部署における施策の進捗状況などの情報を共有し、活用について検討してまいります。続きまして、「②まちづくりセンター長会議の機能強化」であります。まちづくりセンター長を対象とした会議を毎月開催してありまして、その中で各地区まちづくり活動の情報を集め、成果や課題を確認し、地区のまちづくりにフィードバックしてまいります。

続きまして、施策2の「②まちづくりセンター職員の支援スキル向上」をご覧ください。1つ目の「まちづくりセンター職員研修の実施」であります。本計画の意義と活用について説明するとともに、地区の特性に合わせた支援方法についてグループワークを実施いたします。以上で、資料3の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

荻野 達史会長

ご説明ありがとうございました。ご意見ご質問ありましたら挙手にてお願いいたします。まちづくり協議会という言葉が数多く出てきておりますので、齋藤委員からご意見等ございましたらお願いいたします。

齋藤 清隆委員

今説明していただきましたけれども、私共の富士市まちづくり協議会連合会は今年発足しました。26あるまちづくり協議会の各地区の課題が千差万別であると共に、連合会にする時に色々ご意見があったのですが、規模の大小に差があります。私の富士南地区が一番大きくて、人口1万7千人で若干増えている。一番小さくて浮島地区で1,500人くらい。足並み揃えていく時になかなか一致しなかったのですが、連合会にするときに私が申し上げたのが、26地区のうち1地区も取り残さないということで、全地区が連合会に入るということでした。ただし、それぞれの事情も違いますので、実情を考慮しながら活動をしていくと。今まではまちづくり協議会会長が一同に集まって会長連絡会を実施してきましたが、連合会になりましたので、地区の実情を情報交換しながら、それぞれの地区の課題を聞いて、少しでも最終的に地区がお互いを知る上で向上していければいいと考えております。先ほど、町内会連合会の荻野会長からお話がありましたように、連合会にする時は大変でした。本日公募の委員の方もいらっしゃいますが、まちづくり協議会の実態は知らないかと思います。私たちの地区でも今までは行事の開催について紙で世帯に配る形でしたが、これからは事前に情報発信をできるように考えながら実施していますので、是非関心を持っていただけていただけたらと思います。以上です。

荻野 達史会長

ありがとうございました。本当に協議会の自律性を高めるための情報ですとか、資金もありますし、組織、運営体制、その他にも色々非常に細やかに考えられていらっしゃる感心して聞いておりました。

他にもご意見ご質問等ありましたら、今しばらくお時間もあるかと思っておりますので、是非積極的にお願いします。

神尾委員お願いします。

神尾 秀彦委員

はい、1つ気になる取組があったのですが、資料No.3の2ページ、方針の(3)施策の(1)の③企業・NPOとの連携の促進ということで、ご説明にもあったのですが、マックスバリュー東海との連携事業として、買い物難民支援として移動スーパー事業を検討とありますが、具体的にどんな取組になるのか、どこかモデル的に地区を指定して行われるのか、あと、福祉分野との連携はどのようになっているのか、その辺りお聞かせいただければと思います。

荻野 達史会長

事務局お願いします。

事務局

マックスバリュ東海との連携事業ということで、買い物難民支援という事業がありますが、これまで町内会連合会の皆様ですとか、まちづくり協議会の皆様と様々な場面で話し合い、会議を持つ機会がありまして、その中で、中心部は小売業がたくさんございますが、富士市の周辺部に行きますと、なかなかそのお店が少なくなってきたりとか、高齢者の皆様が移動するための公共交通がないなど、そのようなことから、買い物弱者に関する課題が多く聞こえました。それで、我々の方としましても、富士市SDGsプロジェクトに買い物を困難に感じる市民の選択肢の幅を広げるプロジェクトを登録いたしました。また、マックスバリュ東海様は、SDGs未来都市推進企業等登録制度に登録をされたことで、この度企業との連携事業として取り組んでおります。他にも数社提案をいただいておりますが、具体的に今回の取組内容として取り上げさせていただきました。

これにつきましては、先日町内会連合会の方に説明をしていただいて、こんな取り組みを考えていますが、これからどのように進めていったらいいのかということで、今後の具体的な進め方を相談させていただきました。それで、福祉部門との連携についても、ブロックにある包括支援センターのようなどころとも共同しながら進めていきたいという取組であります。

荻野 達史会長

ありがとうございました。まだモデル事業をどこでやるという話は、決まっていないということですね。先ほど、齋藤委員から26地区の間で、色々なアイデアをちゃんと共有していきたいというお話もありました。今のような取組は進むと面白いなと思えますね。ありがとうございました、他には何かご質問等ありますでしょうか。

渡辺委員お願いします。

渡辺 円香委員

まちづくり協議会とNPOや市民団体は、今までどのような形で連携していましたか。

事務局

企業とか、NPOとの連携は、なかなかこれまではできていない事業ですので、改めて今回のまちづくり活動推進計画にも位置づけて進めております。

具体的な取組として、例として挙げられるのは、ある企業の行っているゴミ拾い活動について、まちづくりセンターを拠点として受け入れて、集合場所や、休憩場所としてタイアップしていくというような取組があります。

また、今、まちづくりセンターにいる職員と我々まちづくり課の職員とで、計画に位置づけている課題に関して、分担をしながら取り組んでいます。私は、企業・NPOとの連携に取り組む部会を担当しておりますが、その中で、行政としては、NPOや企業の皆様とまちづくり協議会の皆様とで、何か事業を起こしていきたいと考えております。どういったニーズがあるのか。まちづくり協議会とも改めてちゃんと話をしてから、事業を起こしていきたいと考えております。

実は、先日から始まっているのですが、まちづくり協議会の会長や役員さんのところにお伺いして、どういうニーズがあるか聴取をしております。そのようにデータを収集しまして、企業の皆様に「地区としては、こんなニーズがありますが、貢献や連携していただけますか」というような投げかけもこれから進めていきたいと考えているところです。

荻野 達史会長

よろしいですか、渡辺委員。私からの質問になってしまいますが、協議会からニーズをといてお話をありましたが、先ほどのマックスバリュの話をお聞きすると、企業やNPOが逆にこうした協議会に期待するという、そちらのベクトルもあり得るかなと思ったのですが、そこはどうでしょうか。そういうことは、お考えの中にありますか。

事務局

マックスバリュの件がそのような事例でして、元々浜松の方で展開をしていたのですが、たまたま、富士市で企業との連携事業を募集していたのを見つけて富士市に声がかかりました。市内のまちづくり協議会で課題解決型の事業を展開するという情報も、ウェブサイト等でお話をしてきたようです。浜松では、包括支援センターとか、社会福祉協議会を通して、マックスバリュさんが仕組みを作って、社会福祉協議会と話し合いを重ねながら事業の展開をしているようです。

富士につきましては、町内会連合会、そして、まちづくり協議会連合会に事業のご紹介をしまして、まずは、地区のニーズやご希望を聞いて、買い物難民支援に取り組む事業者の方との橋渡しを始めたところですので、これからも同じような取組が出てくると期待しています。

荻野 達史会長

ありがとうございました。あとはいかがでしょう。植田委員どうぞ。

植田 友加委員

市内外への情報発信についてなんですけど、市の公式LINEがあると思うのですが、地区ごとのLINEがあってもいいのかなと思いました。あと、Facebookは今40代以上しかほとんど使っていないのと、Instagramもいいのですが、Googleマップの活用もした方がいいのかなと思いました。80パーセント以上が、Yahooではなくて、Googleで検索をしているということで、私は仕事でもそれを使わせてもらっています。

あと、Instagramをアップすると、お金はかかるのですが、Googleマップに反映される機能もあります。Googleを検索すると、Instagramも見ることができるので、利用できればいいのではないかなと思いました。以上です。

荻野 達史会長

ありがとうございました。事務局からお願いします。

事務局

まず地区のLINEにつきましては、市の公式LINEを皆さんがご登録いただくときに、ご自身の地区を入力していただいているものですから、それを抽出しまして、地区

ごとに地区の特性にあった情報提供ができるようにということを、今考えているところです。年度内には実現できるかと思います。

それから、いただいた Google マップのお話ですが、そういったものについても、情報提供方法検討部会で検討しておりますので、いただいたご意見を参考にさせていただきます。今後検討させていただければと思います。ありがとうございます。

荻野 達史会長

他にはいかがでしょうか。本多委員どうぞ。

本多 さくら委員

ありがとうございます。2点質問させてください。1つ目が2ページの多様な立場の人々の参画促進というところなのですが、自治会とか、まちづくりに関わっている三役は、男性が占めていることが多くて、私も班長の登録に行った時に、旦那さんの名前で登録するから教えてと言われましたが、私がやるので、私の名前をお願いしたというエピソードもあるのですけれども、今女性が参加しにくいということでネックになっているところは、どういうところにあると考えていて、それに対してどういう対応をしていると考えているのかということと、先ほど簡略化のための施策を検討されているってことだったのですが、確かに成り手が少ないってことの1番の理由は、業務が多いということだと思うので、そういったところをどのように対応されることを考えているかをお聞かせくださいというのが1点目です。

2点目ですけれど、補助金以外の資金獲得の推進で、コミュニティビジネスを支援するということを書かれているんですけど、具体的にはどういったものを考えられているのか教えていただきたいです。

荻野 達史会長

2点ご質問いただきましたが、事務局からお願いいたします。

事務局

まず、女性の参画というところですが、女性の社会参加もどんどん増えておりまして、会社に行っている方が、町内会あるいはまちづくり協議会の活動に参加するのはなかなか難しい部分がありまして、そうした中で参加していただくには、例えばデジタル化によって、会議をリモートでできるようにするとか、あるいは、連絡はLINEでできるようにするとか、そういったところが手始めの取組になります。また、それから、地区の役員、業務の簡略化については、地区への依頼ガイドラインを作成しますというお話をさせていただきましたが、その中で行政の方から地区へお願いしていることをちゃんと整理して、例えば、健康推進員制度廃止のお話をさせていただいたのですが、似たような委員の廃止ですとか、そういったものを進めて簡略化していくことをまずは考えているところでございます。

それから、2点目の、コミュニティビジネスにつきましては、本日まちづくりセンターの指定管理を行っている松野のまちづくり協議会の高田委員がご出席いただいておりますので、参考までにどんなものがあるか、お話いただければと思いますので、会長

よろしいでしょうか。

荻野 達史会長

高田委員お願いします。

高田 貢委員

これまで2年間指定管理を始めるにあたって、色々議論したりして、この4月からスタートしたわけですけど、私どもが指定管理を始める最大の目的は、課題解決のための自主事業とコミュニティビジネスです。

各部会は、イベントを中心にこれまでやってきているわけですが、事業における体育祭とか文化祭の比率は3割から4割にだんだん下がっていくのではないかなと感じています。反対にコミュニティビジネスの方が6割、7割を占めてくのではないかなというのを私自身は考えております。その上でコミュニティビジネスはどういうのがあるかという、公共事業でいくらでもあるわけです。守本さんの協力を得て、松野と須津地区では、中学生以上を対象に全住民アンケート調査をやりました。その結果どのような課題があるかが分かってきました。それがアンケート結果として出てきたもので、それを全戸配布しました。それを読んでもらうとわかるように、少子高齢化、公共交通が大きな課題、また、休耕地対策とかが問題になるわけです。松野は、バスは通っていますが、使い勝手が悪いということで、デマンドタクシーを採用しています。でも、デマンドタクシーそのものの料金がタクシー料金としては300円ですが、往復すると地区内の移動で600円かかる。そうすると、我々のような年金生活者は高くつくことになってしまう。だから、どうしようかってなると、100円にしたところ利用率が3倍ぐらいいあがりました。

でも、その財政負担はどうするかということコミュニティビジネスで、アルミ缶回収とか古紙回収とかで、そういう方法を講じています。フィフティフィフティの関係で、うまくいくのではないかなと感じています。足りない分は、協議会の方で負担するとか、あと、色々な公共事業についても2年前から洗い出しています。ただ、協議会の組織力を強めないと、なかなか始められないとこがあります。これから、草刈作業や休耕地の活用だとか、高齢化に伴って色々な課題に取り組まなければなりません。

それに、高校生、中学生をお子さんに持つ奥さん方は、子供に手はかからなくなるものの、お金はかかるので、そういう世代向けにも事業で還元できるような形を色々考えています。

これからはそういう形でやってかないと、我々の松野地区の辺りだと、なかなかやっていけないのではないかと思います。富士南地区や、今泉地区さんのように、人口の多い地区なら、色々なことができるのですが、私の地区は6,000人ですからね。

世帯数がだんだん増えてるのは、二世帯住宅が増えてるから世帯数が多くなっているだけで、実際は人口が減少しているから、富士川かりがね橋ができるのを契機にして、事業展開しながら人を呼び込もうということを私は考えております。

荻野 達史会長

ありがとうございました。既に8時35分になってしまいましたので、この辺りで会議を閉めさせていただきます。皆さん活発な発言をありがとうございました。事務局は、本日の審議内容を踏まえ今後の施策推進への取組をお願いします。それでは、本日の議事を終了しましたので、議事を閉めさせていただきます。